

2026年2月

「こども性暴力防止法」(通称)の施行に伴う留意点について

びわこ成蹊スポーツ大学に入学予定の皆様へ

令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)」(以下「こども性暴力防止法」という)が成立しました。

この法律の施行日(令和8年12月25日)以降、「教育職員免許状」の取得のための実習等(教育実習、インターンシップ、ボランティア活動等)に取り組む前に、こども性暴力防止法に基づく特定性犯罪前科の事実確認が行われる可能性があります。

この手続きによって当該前科が確認された学生については、法律に定める防止措置により、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断から実習等へ参加することができないため、結果として「教育職員免許状」の取得ができないこととなります。

「教育職員免許状」の取得を希望している方は、上記の内容についてご理解くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

「こども性暴力防止法」の詳細については、こども家庭庁のホームページもご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

【本件問合先】

びわこ成蹊スポーツ大学

学務部教務課

077-596-8420